

焼津市ふるさと納税推進事業における市内協力企業に関する事務等取扱要領
(趣旨)

第1条 この要領は、焼津市ふるさと納税推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、焼津市ふるさと納税推進事業における寄附者へのお礼品の贈呈に係る焼津市及び市内協力企業の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

(お礼品の贈呈)

第3条 要綱第3条第1項の規定によるふるさと納税額の区分は、別表のとおりとする。ただし、贈呈するお礼品の価格や贈呈に必要な経費を鑑みて、別表に定める区分とは別の区分が設定できるものとする。

2 市長は、要綱第3条第2項に規定する方法により寄附者へお礼品を贈呈しようとするときは、寄附金の入金確認後、やむを得ない理由がある場合を除き10日を経過する日までに、寄附者から希望のあったお礼品を取り扱う市内協力企業に対し、送付を依頼するものとする。

3 市内協力企業は、前項の規定による送付の依頼を受けたときは、速やかに、寄附者に対してお礼品を送付するものとする。

4 市内協力企業は、在庫不足その他の事情により、第2項の規定による送付の依頼を受けた日からお礼品を寄附者に送付するまでの期間が10日を超えることが見込まれるときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。ただし、第5条第3項の規定によりその旨を記載している場合は、この限りでない。

5 市内協力企業は、対象商品の販売中止等により、お礼品を送付できなくなることが見込まれるときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。

(お礼品送付の報告及び費用の請求)

第4条 市内協力企業は、要綱第3条第3項の規定による市長への報告及び費用の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。ただし、市長が当該事務を業務委託している場合は、この限りでない。

(1) 焼津市ふるさと納税推進事業お礼品送付報告兼請求書（第1号様式、第1号様式の2）

(2) 寄附者にお礼品を送付したことを確認できる書類（運送会社等に送付を依頼した場合はその送付伝票の写し、自ら送付した場合は受領書の写しその他これに準ずるもの）

2 市長は、市内協力企業から前項各号に掲げる書類の提出を受けたときは、その内容を確認し、適切と認められる場合は、当該内容の確認を行った日から30日以内に、当該市内協力企業に対し要綱第3条第3項に規定する費用を支払うものとする。

3 要綱第3条第4項の規定によるお礼品の区分に応じた額は、別表のとおりとする。

4 市内協力企業は、寄附額に鑑み、別表で定める目安とすべきお礼品価格を基準として社会通念上相当な額のお礼品を選定しなければならない。ただし、平成31年総務省告示第179号第2条第1項第2号に規定する募集の適正な実施に係る基準を遵守するため、送付費用その他の経費を考慮して選定すること。

5 市長は、市内協力企業から送付委任状兼送付費用直接支払申出書（第2号様式）に

より、お礼品の送付費用を直接運送会社等に支払うよう申し出を受けたときは、お礼品の送付費用を直接運送会社等に支払うものとする。

（対象商品）

第5条 要綱第4条第3項の規定によるお礼品登録の申請（以下「登録申請」という。）又は第4条第5項の規定によるお礼品変更登録の申請（以下「変更登録申請」という。）を行うことができる対象商品の区分は、別表のとおりとする。

2 別表に定める「お礼品価格」とは、市内協力企業が平常顧客に対して提示している通常の販売価格（通常の販売を行っていない場合にあっては、店頭等で販売した場合の設定価格。以下同じ。）に消費税及び地方消費税相当額並びに梱包費用を加えたものをいう。

3 市内協力企業は、対象商品が季節限定品又は受注生産によるなどの事情により寄附者への送付までに恒常的に一定期間を要し、又は送付の時期が限られるものである場合は、登録申請の際には要綱第4条第3項の焼津市ふるさと納税お礼品登録申請書に、変更登録申請の際には要綱第4条第5項の規定にある申請書にその旨を記載しなければならない。

（市内協力企業の責務）

第6条 市内協力企業は、市が事業の広報のために行うホームページ、パンフレットその他の広報媒体の製作に協力するものとする。

2 市内協力企業は、お礼品の送付、品質、性能等に関する苦情及び事故に対しては、責任を持って誠実に対応しなければならない。

（個人情報の保護）

第7条 市内協力企業は、事業に係る事務を処理するため取得した個人情報の取扱いについて、別紙「個人情報保護取扱特記事項」を遵守しなければならない。ただし、お礼品の送付時に同封した市内協力企業のパンフレット、商品申込書等により、寄附者が当該市内協力企業に直接商品等の申込みをした際に入手した個人情報の取扱いについては、この限りでない。

（協議事項）

第8条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と企業等が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月8日から施行する

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和7年7月30日から施行する

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

協力企業は、個人情報の保護の重要性を認識し、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

第2 秘密の保持

協力企業は、この事業による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 使用者への周知

協力企業は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第4 適正な管理

協力企業は、この事業による業務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 収集の制限

協力企業は、この事業による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

第6 目的外使用等の禁止

協力企業は、焼津市の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

第7 複写等の禁止

協力企業は、焼津市の指示又は承諾があるときを除き、この事業による業務を処理するために焼津市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託の禁止

協力企業は、この事業による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、焼津市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

第9 資料等の返還

協力企業は、この事業による業務を処理するために焼津市から提供された個人情報が記録された資料等を、この業務の終了後直ちに焼津市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、焼津市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

第10 事故発生時における報告

協力企業は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに焼津市に報告し、焼津市の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第11 焼津市は、協力企業が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、協力企業の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙

焼津市広告掲載要綱（抜粋）

（規制業種又は事業者）

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、認めない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- （2）消費者金融業
- （3）たばこ販売業
- （4）興信所、探偵事務所等
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- （6）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （7）役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である事業者
- （8）前各号に掲げるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として不適当であると認められるもの

（掲載広告の基準）

第4条 広告媒体に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないと市長が認めるものとする。

- （1）法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）市の信用若しくは品位を害するもの又はそのおそれがあるもの
- （4）政治性又は宗教性のあるもの
- （5）社会問題についての主義主張
- （6）個人の氏名を宣伝するもの
- （7）差別、偏見等を助長するおそれがあるもの
- （8）美観風致を害するおそれがあるもの
- （9）公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- （10）その他前各号に類するもので、掲載広告として適当でないもの

2 前項に定めるもののほか、掲載広告に関する基準については、広告媒体ごとにその性質に応じて、別に定める。